



第18回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

INDEX

■ 第18回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告	35

開催日時	2025年9月26日（金曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
開催場所	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目 1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 「ロイヤルホール」
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） 4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締 役4名選任の件

ショーボンドホールディングス株式会社
(証券コード1414)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町7番8号
ショーボンドホールディングス株式会社
取締役社長 岸 本 達 也

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sho-bondhd.jp/ir/stock/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ショーボンドホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「1414」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えてインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年9月25日（木曜日）午後5時30分**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

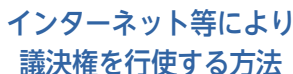
1. 日 時	2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時）
2. 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項	1. 第18期（2024年7月1日から2025年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第18期（2024年7月1日から2025年6月30日まで） 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、本総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



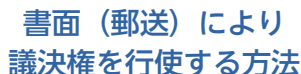
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年9月26日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ショールドールディングス株式会社 御中 株主総会日 議決権の数 XX 股 _____ _____ ××××年××月×日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 5px;">議決権者 第1号</th> <th style="padding: 5px;">原案に対する賛否 賛</th> <th style="padding: 5px;">否</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2号</td> <td style="padding: 5px;">賛</td> <td style="padding: 5px;">否</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3号</td> <td style="padding: 5px;">賛</td> <td style="padding: 5px;">否</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">拒し</td> <td style="padding: 5px;">を拒く</td> </tr> </table>	議決権者 第1号	原案に対する賛否 賛	否	第2号	賛	否	第3号	賛	否		拒し	を拒く	基準日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____
議決権者 第1号	原案に対する賛否 賛	否													
第2号	賛	否													
第3号	賛	否													
	拒し	を拒く													

ログイン用QRコード

見本

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード
XXXXXX

ショールドールディングス株式会社

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号、第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使

行使
期限

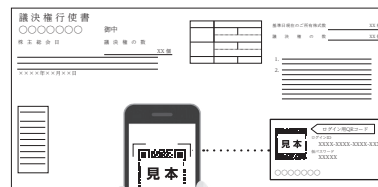
2025年9月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- (注) 1. 議決権行使サイトは、パソコンやスマートフォンからアクセスが可能です。ただし、毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休止させていただきます。
2. インターネット等及び書面（郵送）の両方により議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載されたログインID、仮パスワードを入力し、ログインしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (注) 1. パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、業績に連動した配当を安定的に行うことを基本方針としております。

第18期の期末配当につきましては、2025年6月期から2027年6月期までの3カ年の連結配当性向を60%とすることとしておりますので、年間配当額を前期比36円50銭増の1株当たり175円50銭とし、中間配当64円を控除した111円50銭といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき111円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、5,694,159,827円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月29日といたしたいと存じます。

【ご参考】「中期経営計画2027」における株主還元方針の変更（2025年8月12日公表）

区 分	変 更 前	変 更 後
配 当 性 向	50%	<u>60%</u>
総 還 元 性 向	80%	<u>90%</u>
自 己 株 式 取 得（3 年 累 計）	150億円	150億円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬等諮問委員会における検討を踏まえ監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における 地 位 及 び 担 当	取 締 役 会 出 席 状 況
1	再任	きし もと たつ や 岸 本 達 也	代表取締役 社長	11回／11回 (100%)
2	再任	しま だ たか やす 島 田 貴 靖	取締役 事業戦略担当	11回／11回 (100%)
3	再任	あら い せつ 荒 井 摂	取締役 販売事業担当	8回／8回 (100%)
4	新任	よし なか みち のり 芦 中 道 徳	人事部長兼総務部長	—

(注) 荒井摂氏は、2024年9月26日開催の第17回定時株主総会において、取締役に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1

きし

岸

もと

本

たつ

達

や

也

所有する当社の株式数

22,722株

当期における取締役会への出席状況

11／11回（100％）



(1963年4月8日生)

再

任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年 4 月 ショーボンド建設株式会社入社
2009年 4 月 同社横浜支店長
2011年 4 月 同社取締役執行役員近畿圏支社長
2012年 7 月 同社専務取締役近畿圏支社長
2012年 9 月 当社取締役
2013年 4 月 ショーボンド建設株式会社専務取締役営業本部長
2015年 4 月 同社取締役副社長
2017年 4 月 同社代表取締役社長
当社取締役経営企画部長
2017年 5 月 一般財団法人上田記念財団理事長
2017年 9 月 当社代表取締役社長（現任）
2021年 7 月 ショーボンド建設株式会社代表取締役社長兼営業本部長
2023年 4 月 同社代表取締役社長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、当社経営陣においてリーダーシップを発揮して営業戦略等の実現を図ること等により、当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

しま
島

だ
田

たか
貴

やす
靖

所有する当社の株式数

4,999株

当期における取締役会への出席状況

11／11回（100％）



(1969年4月13日生)

再

任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 ショーボンド建設株式会社入社

2012年 4 月 同社東京支店長

2017年 4 月 同社執行役員中部支社長

2020年 4 月 同社取締役中部支社長

2021年 4 月 同社取締役首都圏北陸支社長

2023年 4 月 同社取締役営業本部長兼DX推進室長

2023年 9 月 同社常務取締役営業本部長兼DX推進室長

当社取締役事業戦略担当（現任）

2024年 4 月 ショーボンド建設株式会社常務取締役営業本部長

2024年 9 月 同社常務取締役営業本部長兼東日本カンパニー長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、新規事業や外部連携等の事業戦略を立案する責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あら

荒

い

井

せつ

摂

所有する当社の株式数

1,980株

当期における取締役会への出席状況

8／8回（100%）



(1971年6月14日生)

再

任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 4 月 ショーボンド建設株式会社入社

2013年 4 月 同社大阪支店長

2019年 4 月 同社営業本部営業部長

2021年 4 月 同社執行役員近畿圏支社長

2023年 4 月 同社上席執行役員首都圏北陸支社長

2023年 9 月 同社取締役首都圏北陸支社長

2024年 4 月 同社取締役海外事業部長（現任）

2024年 9 月 当社取締役販売事業担当（現任）

ショーボンドマテリアル株式会社代表取締役社長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、国内外の営業・販売に関する方針を立案する責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

4

よし
芦

なか
中

みち
道

のり
徳

所有する当社の株式数

8,080株

当期における取締役会への出席状況

—



(1965年7月3日生)

新

任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 1 月 ショーボンド建設株式会社入社
2017年 9 月 同社管理本部経理部長
当社総務・財務部長兼コンプライアンス部長
2019年 4 月 当社経営企画部経理室長
2022年 4 月 当社総務部人事室長
ショーボンド建設株式会社管理本部人事部長
2022年 9 月 当社人事部長
2023年 4 月 ショーボンド建設株式会社執行役員管理本部人事部長
2023年 9 月 同社取締役管理本部人事部長
2024年12月 **当社人事部長兼総務部長（現任）**
ショーボンド建設株式会社取締役管理本部人事部長兼総務部長
2025年 4 月 **同社取締役管理本部長兼人事部長兼総務部長（現任）**

【取締役候補者とした理由】

企業管理に関する豊富な知識及び経験を有し、財務・会計及び管理部門の統括者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年2月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地 位 及 び 担 当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	新任 こ 許 のみ まさ あき 斐 正 顕	—	—	—
2	再任 み 三 うら 三 浦 さとる 悟	社 外 独立役員	社外取締役 (監査等委員) 11回／11回 (100%)	10回／10回 (100%)
3	再任 ほん ごう 本 郷 あきら 亮	社 外 独立役員	社外取締役 (監査等委員) 11回／11回 (100%)	10回／10回 (100%)
4	再任 くわ の れい こ 桑 野 玲 子	社 外 独立役員	社外取締役 (監査等委員) 10回／11回 (90%)	9回／10回 (90%)

候補者番号

1

こ みの まさ あき
許 斐 正 顕

所有する当社の株式数

4,232株

当期における取締役会への出席状況

—

当期における監査等委員会への出席状況

—



(1962年11月9日生)

新

任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月 ショーボンド建設株式会社入社
2007年 5 月 同社近畿圏支社工事技術部長
2007年 7 月 同社近畿圏支社工事技術部長兼監査室部長
2011年 4 月 同社執行役員九州支社長兼工事技術部長
2016年 7 月 同社執行役員西日本支社長兼工事部長兼営業部長
2017年 1 月 同社執行役員西日本支社長兼営業部長
2018年 4 月 同社執行役員西日本支社長兼九州支店長
2023年 4 月 同社取締役西日本カンパニー企画部長（福岡駐在）兼九州支店長（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

営業や工事、技術に関する専門的な知見と、国内建設事業部門の責任者として当社グループの経営を担ってきた豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

み
三

うら
浦

さとの
悟

所有する当社の株式数

—

当期における取締役会への出席状況

11／11回（100％）

当期における監査等委員会への出席状況

10／10回（100％）



（1956年3月27日生）

再 任

社 外
独 立 役 員

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1981年 4 月 公認会計士登録（現在に至る）
- 1990年 6 月 三浦公認会計士事務所設立（現在に至る）
- 2015年 2 月 株式会社ノダ社外監査役（現任）
- 2015年 3 月 株式会社東計電算監査役
- 2017年 3 月 同社社外取締役（監査等委員）
- 2017年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2021年 9 月 ショーボンド建設株式会社監査役
- 2025年 4 月 同社監査役（現任）

【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士としての専門知識・経験及び企業の顧問会計士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

ほん

本

ごう

郷

あきら

亮

所有する当社の株式数

—

当期における取締役会への出席状況

11／11回（100％）

当期における監査等委員会への出席状況

10／10回（100％）



（1959年12月20日生）

再

任

社
独 立 役 員

外
員

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4 月 弁護士登録（現在に至る）

1995年 4 月 本郷綜合法律事務所設立（現在に至る）

2010年 4 月 慶應義塾大学法科大学院教授

2017年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由及び期待される役割の概要】

過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くわ の れい こ
桑 野 玲 子

所有する当社の株式数

—

当期における取締役会への出席状況

10／11回（90％）

当期における監査等委員会への出席状況

9／10回（90％）



(1962年11月14日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年 4 月 大成建設株式会社入社
- 1999年 3 月 東京大学大学院助手
- 2001年10月 独立行政法人土木研究所主任研究員
- 2006年 4 月 東京大学生産技術研究所准教授
- 2013年 7 月 同上教授（現任）
- 2017年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

再 任

社 外
独 立 役 員

【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由及び期待される役割の概要】

過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、東京大学の教授として有する土木分野における深い学識と経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、各氏の在任期間は本総会の終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において各氏の再任が承認された場合、独立役員としての届出を継続する予定であります。
6. 当社は、三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、本総会において各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年2月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は、以下のとおりです。

【各取締役の知識・経験・能力等（スキル・マトリックス）】

番号	氏 名	社内 社外	企業経営	財務・会計	H R	法務・コンプライアンス リスクマネジメント	グローバル	技術 R & D
1	岸本 達也	内	○		○	○		○
2	島田 貴靖	内	○		○	○		
3	荒井 摂	内	○	○			○	
4	芦中 道德	内	○	○	○	○		
5	許斐 正顕	内	○		○	○		○
6	三浦 悟	外	○	○		○		
7	本郷 亮	外			○	○		
8	桑野 玲子	外					○	○

※上記一覧表は、対象者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

スキル項目	詳細
企業経営	企業経営、企業の重要な意思決定に携わった経験等を踏まえ経営に貢献
財務・会計	財務、会計に関する経験や知見を踏まえて経営に貢献
H R	H Rとは、人的資源（Human Resources）のこと 人材戦略策定、人材開発・育成、ダイバーシティ、働き方改革等に関する知識や経験を踏まえて経営に貢献
法務・コンプライアンス、 リスクマネジメント	法務・コンプライアンス、リスク管理に関する知識や経験を踏まえて経営に貢献
グローバル	海外事業展開等に関する知識や経験を踏まえて経営に貢献
技術、R & D	R & Dとは、研究開発（Research and Development）のこと 技術、研究開発に関する知識や経験を踏まえて経営に貢献

以 上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、受注高は、高速道路会社の工事発注量減少により高速道路会社からの工事受注が年度を通して低調に推移したほか、国からの工事受注も前年を下回った結果、前期比18.9%減の821億82百万円となりました。売上高は、大型工事の端境期にあった高速道路会社において前期比微減となりましたが、期首受注残高の多かった国、地方自治体の売上高が増加したことにより、前期比6.2%増の907億12百万円となりました。また、受注高が売上高を下回った結果、受注残高は前期比9.5%減の816億98百万円となりました。

利益につきましては、売上高の増加に加え売上総利益率が29.2%と前期に引き続き高水準を維持できたことにより売上総利益が増加した結果、営業利益は前期比5.7%増の207億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5.2%増の150億61百万円となり、11期連続で増収増益となりました。

なお、事業の種類別セグメントにおける受注高、売上高、受注残高は次のとおりであります。

(受注高)

区 分	前連結会計年度 (2024年6月期)	当連結会計年度 (2025年6月期)	増減(△)率
国内建設事業	97,248百万円	78,247百万円	△19.5%
その他の事業	4,076百万円	3,935百万円	△3.5%
合 計	101,324百万円	82,182百万円	△18.9%

(売上高)

区 分	前連結会計年度 (2024年6月期)	当連結会計年度 (2025年6月期)	増減 (△) 率
国 内 建 設 事 業	81,343百万円	86,776百万円	6.7%
そ の 他 の 事 業	4,076百万円	3,935百万円	△3.5%
合 計	85,419百万円	90,712百万円	6.2%

(受注残高)

区 分	前連結会計年度 (2024年6月期)	当連結会計年度 (2025年6月期)	増減 (△) 率
国 内 建 設 事 業	90,228百万円	81,698百万円	△9.5%
そ の 他 の 事 業	—	—	—
合 計	90,228百万円	81,698百万円	△9.5%

(2) 設備投資の状況

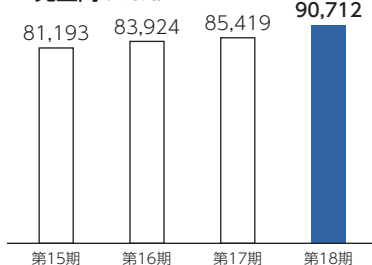
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、9億48百万円であります。その主なものは、2026年6月期完成予定の八潮工場の建設費であります。

(3) 資金調達の状況

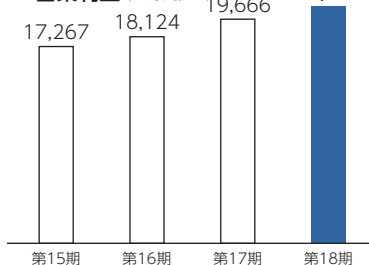
該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

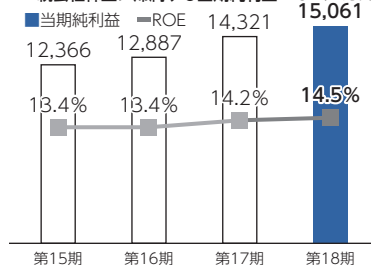
≫ 売上高 (百万円)



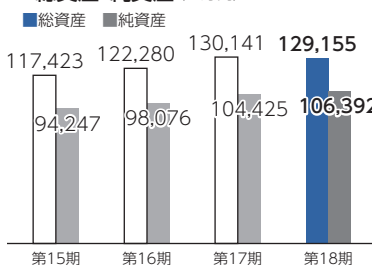
≫ 営業利益 (百万円)



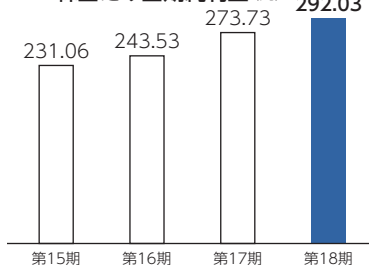
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益/ROE (百万円)



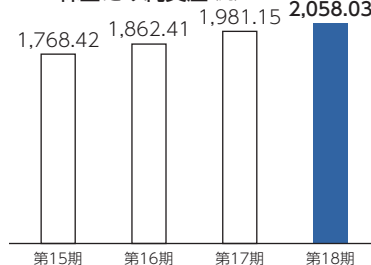
≫ 総資産/純資産 (百万円)



≫ 1株当たり当期純利益 (円)



≫ 1株当たり純資産 (円)



区 分	第 15 期 (2022年6月期)	第 16 期 (2023年6月期)	第 17 期 (2024年6月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売 上 高 (百万円)	81,193	83,924	85,419	90,712
営 業 利 益 (百万円)	17,267	18,124	19,666	20,794
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	12,366	12,887	14,321	15,061
1株当たり当期純利益(円)	231.06	243.53	273.73	292.03
総 資 産 (百万円)	117,423	122,280	130,141	129,155
純 資 産 (百万円)	94,247	98,076	104,425	106,392
1株当たり純資産(円)	1,768.42	1,862.41	1,981.15	2,058.03
自己資本利益率(ROE)(%)	13.4	13.4	14.2	14.5

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
シ ョ ー ボ ン ド 建 設 株 式 会 社	百万円 10,100	% 100	インフラ構造物の補修補強工事の請負
ショーボンドマテリアル株式会社	230	100	工事用材料及びメカニカル管継手の製造、販売

(6) 特定完全子会社に関する事項

- ① 特定完全子会社の名称及び住所
ショーボンド建設株式会社
東京都中央区日本橋箱崎町7番8号
- ② 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
39,523百万円
- ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
42,982百万円

(7) 対処すべき課題

国内インフラメンテナンス市場では、「加速化するインフラの老朽化」と「激甚化・頻発化する自然災害」といった社会課題に対し、国を挙げて基本計画に基づく取り組みが実施されております。2023年の国土強靱化基本法改正により、予算措置を伴う「実施中期計画」の策定が義務化され、2025年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、防災インフラの整備・管理をはじめとする各施策に対し、2026年度からの5年間でおおむね20兆円強程度の事業規模が想定されております。こうした公共政策の動向を踏まえ、今後も国内インフラメンテナンス市場の受注環境は良好な状況が続くと想定しております。

このような事業環境のなか、「中期経営計画2027」（2025年6月期～2027年6月期）では、「事業性と社会性を追求した企業価値の向上」を基本方針とし、持続的な利益成長と社会課題への取り組みの両立に向けて各施策を遂行しております。「事業戦略」のうち、海外事業におきましては、インドやエルサルバドルで試験施工を行うなど、工事材料販売に特化したビジネスモデルから技術協力・施工管理へと幅を広げた営業活動の強化に取り組みました。また、国内メンテナンス市場における周辺領域のメンテナンス需要に対しても、鉄道分野を中心に売上高を拡大することができました。今後も全社最適となるリソース配分により大型工事をさらに取り込み、増収増益トレンドを継続してまいります。また、収益力強化のため新領域ビジネスに挑戦するほか、収益源多様化に向けて国内道路分野以外のビジネスにも取り組んでまいります。

株主還元方針では、長期間にわたり継続保有してくださる個人株主の皆様をはじめ、新たな個人株主様も増加していることから、「中期経営計画2027」の基本方針の一つである「資本コストや株価を意識した経営の実現」を実践するにあたり、今回は配当性向を大幅に引き上げることで株主還元を強化することといたしました。各年度、配当性向を50%から60%に引き上げ、また、自己株式の取得については、50億円を継続することで、総還元性向を80%から90%に変更いたします。

株主還元の充実に加えて、人的資本への投資継続をはじめ非財務資本の活用を含む財務・非財務両面の資本政策により、企業価値の更なる向上を実現してまいります。

＜「中期経営計画2027」（2025年6月期～2027年6月期）の骨子＞

1. 基本方針

『事業性と社会性を追求した企業価値の向上』

- (1) 大型工事の受注拡大に向けた競争力強化
- (2) 海外事業のビジネスモデル再構築
- (3) DXによる生産性向上と働き方改革の推進
- (4) 資本コストや株価を意識した経営の実現
- (5) 非財務資本の活用による企業価値の更なる向上

2. 財務目標

『売上高1,000億円』

2027年6月期には、売上高1,000億円を目指します。継続的な賃上げなどによる人件費の増加を見込んでおり、営業利益率は若干低下すると想定し最終年度の営業利益を220億円としております。当期純利益は、政策保有株式の売却益などを加えて156億円の計画です。

区 分	2025年6月期実績	2026年6月期予想	2027年6月期目標
売上高	907.1億円	950億円	1,000億円
営業利益	207.9億円	215億円	220億円
当期純利益	150.6億円	153億円	156億円
自己資本利益率（ROE）	14.5%	14.5%程度	14.5%程度

3. 資本政策

『総還元性向90%』

「中期経営計画2027」では、株主還元方針として各年度の総還元性向80%を掲げておりましたが、利益還元の更なる充実を図ることにより株主の皆様のご支援にお応えすべきと考え、配当性向を引き上げ、各年度の総還元性向を90%といたします。

区 分	2025年6月期実績	2026年6月期予想	2027年6月期目標
配当性向	60.1%	60.1%	60%
総還元性向	93.0%	92.5%	90%
自己株式取得	50億円	50億円	50億円
政策保有株式の削減額	14億円	16億円（2年累計）	

(8) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

主要な事業	主 な 工 事 ・ 製 品 内 容
国 内 建 設 事 業	インフラ構造物の補修・補強工事の請負及び関連する製品の販売 主な工事：橋梁補修、橋梁補強、橋梁耐震補強、建物耐震補強、その他構造物（トンネル、上下水道、港湾他）の補修補強 主な製品：せん断ストッパー、緩衝チェーン、ＫＴブレース、ＡＩジョイント、ネオライナーＥＸライニング工法、ＣＡＰ工法、ＳＢＬＮジェル
そ の 他 の 事 業	工事用材料の製造、販売及びメカニカル管継手の製造、販売 主な製品：ショーボンドグラウト、＃101、＃202（コンクリート用接着剤）、床版用浸透型防水材、ＣＰＪ－Ｌ、ストラブカップリング

(9) 主要な営業所及び工場（2025年6月30日現在）

会 社 名	主 要 な 拠 点
当 社	本社（東京都中央区）
シ ョ ー ボ ン ド 建 設 株 式 会 社	本社（東京都中央区）、北日本支社（宮城県仙台市）、首都圏北陸支社（東京都江東区）、中部支社（愛知県名古屋市中区）、近畿圏支社（大阪府大阪市）、西日本支社（広島県広島市）、補修工学研究所（茨城県つくば市）
ショーボンドマテリアル株式会社	本社・川越工場（埼玉県川越市）、三郷工場（埼玉県三郷市）

(10) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,051名	32名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
22名	4名減	43.6歳	14.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数を記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を通算しております。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数54,745,180株（自己株式3,676,482株を含む）
- (3) 株主数20,583名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,852千株	11.48%
一般財団法人上田記念財団	5,408	10.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,741	9.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,615	7.09
第一生命保険株式会社	2,420	4.74
株式会社三菱UFJ銀行	2,313	4.53
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,546	3.03
明治安田生命保険相互会社	1,425	2.79
BBH FOR FIAM GR TR FOR EMPLOYEE BENE PLNS:FIAM INTL EQ GROWTH COM POOL	692	1.35
損害保険ジャパン株式会社	612	1.20

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,676,482株）を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 次のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、当社としては2025年6月30日現在の株主名簿に従って記載しております。

株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者2名3,464,680株（2024年7月29日現在）

野村證券株式会社及びその共同保有者3名2,550,908株（2025年5月20日現在）

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岸 本 達 也	ショーボンド建設株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	関 口 恭 裕	コーポレート担当兼経営企画部長
取 締 役	島 田 貴 靖	事業戦略担当、ショーボンド建設株式会社常務取締役営業本部長 兼東日本カンパニー長
取 締 役	荒 井 摂	販売事業担当、ショーボンド建設株式会社取締役海外事業部長、 ショーボンドマテリアル株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 浦 悟	ショーボンド建設株式会社監査役、三浦公認会計士事務所代表、 株式会社ノダ社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	本 郷 亮	本郷総合法律事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	桑 野 玲 子	東京大学生産技術研究所教授

- (注) 1. 取締役三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役三浦悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、2024年9月26日開催の第17回定時株主総会終了後に開催された監査等委員会において、監査等委員の互選により、保坂則之氏を常勤監査等委員に選定していましたが、同氏は2025年4月18日、逝去により当社の常勤監査等委員である取締役並びに兼職しておりました当社子会社であるショーボンド建設株式会社の監査役を退任しております。
- 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員は当事業年度末日現在選定していません。しかし、会社のガバナンス体制、監査体制の面からも常勤の監査等委員は必要と考えております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び「事業報告 1.企業集団の現況に関する事項 (5)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役であり、被保険者は保険料の約1割にあたる額を負担しております。

当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

当社はグループ会社の監督機能を担う持株会社であるため、当社の取締役の報酬は基本報酬のみとしております。また、基本報酬の支給については、金銭による月例の固定報酬としております。

なお、当社の取締役は、いずれかの子会社の取締役を兼務しており、報酬は当社と子会社それぞれの業務のウェイトを勘案し、負担割合を決定して、子会社の報酬月額に乗じて決定しております。

また、業績に応じて支給する賞与は、それぞれの属する子会社にて支給しております。

報酬等の決定にあたっては、子会社の支給分も含めて代表取締役社長が報酬案を作成し、当社の社外取締役及び代表取締役社長から構成される指名・報酬等諮問委員会に諮って、取締役会で決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬等諮問委員会が原案について多角的な検討を行い、取締役会はその答申を参酌し決定していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	報酬等の種類別の総額 基本報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （一）	94百万円 （一）	94百万円 （一）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3名）	44百万円 （21百万円）	44百万円 （21百万円）
合 計	10名 （3名）	138百万円 （21百万円）	138百万円 （21百万円）

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内とし、それぞれ2015年9月25日開催の第8回定時株主総会において決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役三浦悟氏は、三浦公認会計士事務所代表であり、株式会社ノダ社外監査役であります。なお、当社と同所・同社との間には重要な取引、その他の関係はありません。また、同氏は、ショーボンド建設株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。

取締役本郷亮氏は、本郷綜合法律事務所代表であります。なお、当社と同所との間には重要な取引、その他の関係はありません。

取締役桑野玲子氏は、東京大学生産技術研究所教授であります。なお、当社と同校との間には重要な取引、その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 （11回開催）		監査等委員会 （10回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	三 浦 悟	11回	100%	10回	100%
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	本 郷 亮	11回	100%	10回	100%
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	桑 野 玲 子	10回	90%	9回	90%

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役三浦悟氏は、公認会計士としての専門知識・経験及び企業の顧問会計士としての豊富な経験等に基づき、出席した取締役会及び監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、出席した委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役本郷亮氏は、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等に基づき、出席した取締役会及び監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員長として、出席した委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

取締役桑野玲子氏は、東京大学の教授として有する土木分野における深い学識と経験に基づき、出席した取締役会及び監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬等諮問委員会の委員として、出席した委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

子会社における従業員への賃金引き上げ計画の表明書に対する賃上げ実績の確認業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満は切捨てて表示しております。また比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	100,241	流 動 負 債	20,538
現 金 預 金	32,523	支払手形・工事未払金等	5,487
受取手形・完成工事未収入金等	64,033	電 子 記 録 債 務	2,669
電 子 記 録 債 権	1,441	未 払 法 人 税 等	3,882
未 成 工 事 支 出 金	38	未 成 工 事 受 入 金	4,551
そ の 他 の 棚 卸 資 産	1,052	役 員 賞 与 引 当 金	199
そ の 他	1,194	完 成 工 事 補 償 引 当 金	173
貸 倒 引 当 金	△44	工 事 損 失 引 当 金	83
		そ の 他	3,490
固 定 資 産	28,914	固 定 負 債	2,224
有 形 固 定 資 産	16,035	繰 延 税 金 負 債	813
建 物 ・ 構 築 物	4,937	完 成 工 事 補 償 引 当 金	325
機 械 装 置 ・ 運 搬 具	275	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
工 具 器 具 ・ 備 品	174	退 職 給 付 に 係 る 負 債	952
土 地	9,033	そ の 他	124
リ ー ス 資 産	75	負 債 合 計	22,763
建 設 仮 勘 定	1,538	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	288	株 主 資 本	102,712
投資その他の資産	12,591	資 本 金	5,000
投 資 有 価 証 券	10,286	資 本 剰 余 金	29,441
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,077	利 益 剰 余 金	80,472
繰 延 税 金 資 産	209	自 己 株 式	△12,201
土地再評価に係る繰延税金資産	688	その他の包括利益累計額	2,389
そ の 他	344	その他有価証券評価差額金	3,589
貸 倒 引 当 金	△15	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,496
		為 替 換 算 調 整 勘 定	128
資 産 合 計	129,155	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	166
		非 支 配 株 主 持 分	1,291
		純 資 産 合 計	106,392
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	129,155

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

売上高	90,712
売上原価	64,208
売上総利益	26,503
販売費及び一般管理費	5,709
営業利益	20,794
営業外収益	454
受取利息	18
受取配当金	287
受取保険金	82
受取賃貸料	29
その他	35
営業外費用	109
支払手数料	17
賃貸費用	15
持分法による投資損失	69
その他	7
経常利益	21,139
特別利益	813
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	813
特別損失	151
固定資産除却損	17
投資有価証券評価損	2
減損損失	131
税金等調整前当期純利益	21,801
法人税、住民税及び事業税	6,687
法人税等調整額	78
当期純利益	15,036
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△24
親会社株主に帰属する当期純利益	15,061

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,517	流 動 負 債	96
現 金 預 金	1,509	未 払 金	27
前 払 費 用	7	未 払 費 用	7
		未 払 配 当 金	26
		未 払 法 人 税 等	4
		そ の 他	30
固 定 資 産	41,465	固 定 負 債	2
有 形 固 定 資 産	0	退 職 給 付 引 当 金	2
無 形 固 定 資 産	1	負 債 合 計	99
投 資 そ の 他 の 資 産	41,463	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	41,453	株 主 資 本	42,883
前 払 年 金 費 用	7	資 本 金	5,000
繰 延 税 金 資 産	2	資 本 剰 余 金	29,263
そ の 他	0	資 本 準 備 金	1,250
		そ の 他 資 本 剰 余 金	28,013
		利 益 剰 余 金	20,822
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,822
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,822
		自 己 株 式	△12,201
		純 資 産 合 計	42,883
資 産 合 計	42,982	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,982

損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

営業収益	9,933
営業費用	565
営業利益	9,368
営業外収益	24
受取利息	16
その他の	8
営業外費用	14
支払手数料	13
その他の	0
経常利益	9,378
税引前当期純利益	9,378
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	5 8
当期純利益	9,369

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所
東京都千代田区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 尚 吾
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 鹿 倉 良 洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ショーボンドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所
東京都千代田区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 尚 吾
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 鹿 倉 良 洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)については、取締役会に定期的に報告されている構築及び運用の状況を確認し、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、中核子会社の監査役、内部監査部門及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席・陪席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社と子会社における業務及び財産の状況を確認いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月18日

ショーボンドホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 三 浦 悟 ㊞

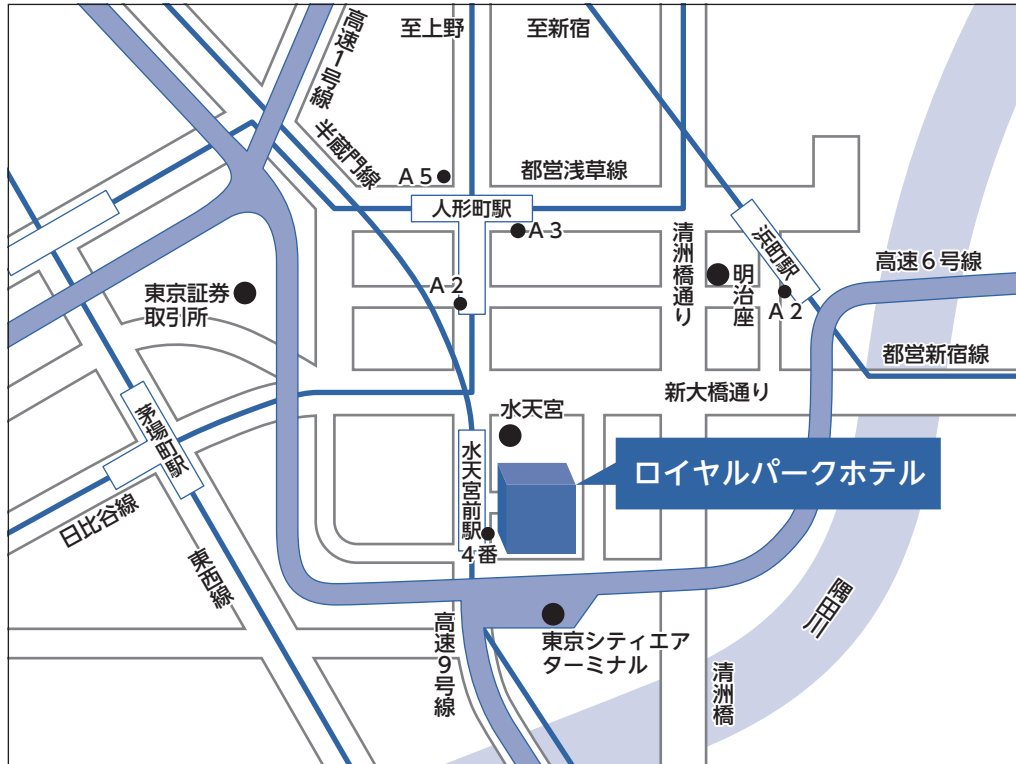
監査等委員 本 郷 亮 ㊞

監査等委員 桑 野 玲 子 ㊞

(注) 監査等委員三浦悟氏、本郷亮氏及び桑野玲子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 **ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」**
東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
電話 (03) 3667-1111
<https://www.rph.co.jp/>



- 東京メトロ半蔵門線水天宮前駅（4番出口）直結
- 東京メトロ日比谷線人形町駅（A2出口）より徒歩5分
- 都営浅草線人形町駅（A3出口）より徒歩8分

※株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。